



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

29

答え・民間運営のものがあります。

1・ADRとは

裁判外紛争解決手続のことをADRといいますが、私所属する大阪弁護士会内には、紛争解決センター（平成27年12月より民間総合調停センターと名称変更）というADR機関があります。そ

2・調停との違い

ADRに裁判所は関係ありませんので、いわゆる「裁判沙汰」にせよに済むという点が大きく違い

3・大阪での取り組み

大阪での取り組みは、他県のものとは異なる点があります。大阪府の取り組みは、他県のものとは異なる点があります。大阪府の取り組みは、他県のものとは異なる点があります。

ん、調停委員の中には、業団体から選出された和

4・課題

が、必ずしも全員ではありません。調停委員に求められるのは、専門的な判断が求められるのではなく、協議

められているからです。他方、ADRの和解あせん人には、専門的な判断が求められます。また、不動産の問題であれば司法書士、宅建士または土地家屋調

らるべきです。例えば、協議の場を設定したいと考える申立人にとって、まずは相手方を協議の場へ申し立てたいものは、あくまでも私個人の

は、専門的な判断が求められるのではなく、協議の場を設定したいと考える申立人にとって、まずは相手方を協議の場へ申し立てたいものは、あくまでも私個人の

は、専門的な判断が求められるのではなく、協議の場を設定したいと考える申立人にとって、まずは相手方を協議の場へ申し立てたいものは、あくまでも私個人の

は、専門的な判断が求められるのではなく、協議の場を設定したいと考える申立人にとって、まずは相手方を協議の場へ申し立てたいものは、あくまでも私個人の

裁判所以外に協議の場はありますか？

目指しています。

にも、まだまだADRは

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。

藤野恵介（ふじの・けいすけ）弁護士（大阪弁護士会所属、36歳、梅田法律・会計事務所）大阪府北区梅田1-2-1000号、電話06-3451-1618。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、刑事弁護委員会委員、専門法律相談担当者（一般・遺言相続、家事、債務整理）交通▽労働、温泉学会会員。ピラティス受講。

◆訂正 前回（10月7日付）の連載回数27は、28回の誤りでした。